

愛知県都市職員共済組合扶養認定事務取扱要綱の一部を改正する要綱

愛知県都市職員共済組合扶養認定事務取扱要綱の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(扶養認定日) 第13条 (略) <u>2 前項第1号及び第3号から第9号までの認定日において30日以内の申請とあるのは、新型コロナウイルス感染症対策に係る愛知県に緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出された日前30日から緊急事態宣言が解除された日までの期間中であつては、30日以内の申請又は緊急事態宣言が解除された日の翌日から14日以内の申請とする。</u></p> <p>(被扶養者申告書の受付年月日) 第17条 (略) <u>2 前項の被扶養者申告書において受付日より10日間は組合で保管するものとする。</u></p>	<p>(扶養認定日) 第13条 (略)</p> <p>(被扶養者申告書の受付年月日) 第17条 (略)</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は、緊急事態宣言が解除された日の翌日から14日後、その効力を失う。